

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美作市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岡山県美作市長

公表日

令和8年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、予防接種に関する事業の実施、情報の管理、統計データの分析・資料作成等を行っている。 特定個人情報ファイルについては次の事務に利用する。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種実費徴収 ⑥情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に、接種記録等を登録、管理し、市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項 番号法第19条第6号,第16号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 16の2、16の3、17、18、19項 平成26年内閣府・総務省令第7号第13条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 健康政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 岡山県美作市美来1番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部健康政策課 岡山県美作市美来1番地
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	予防接種記録等をシステム入力時など手作業が介在するが、複数人で確認し、人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・転移が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムのアクセスについてはパスワード認証により担当職員を限定している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I 関連情報 5-②所属長の役職名	健康づくり推進課長 山下 富貴子	健康づくり推進課長	事後	
令和1年6月1日	IV リスク対策 各項目	—	各項目を追記	事後	
令和1年6月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成27年9月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成27年9月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 4-①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和2年5月1日	表紙 評価書名	予防接種法に関する事務 基礎項目評価書	予防接種に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年5月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の制限	予防接種法に関する事務	予防接種に関する事務	事後	
令和2年5月1日	I 1. ①事務の名称	予防接種法に関する事務	予防接種に関する事務	事後	
令和2年5月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和元年6月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年5月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和元年6月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年5月1日	表紙 公表日	平成27年12月1日	令和2年5月1日	事後	
令和3年7月1日	表紙 公表日	令和2年5月1日	令和3年7月1日	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 5-①部署	健康づくり推進課	健康政策課	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 5-②所属長の役職名	健康づくり推進課長	課長	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 8.連絡先	健康づくり推進課	健康政策課	事後	
令和3年7月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和2年5月1日時点	令和3年7月1日時点	事後	
令和3年7月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和2年5月1日時点	令和3年7月1日時点	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 4-①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 4-②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二 17、18、19項	番号法第19条第7号 別表第二 16の2、16の3、17、18、19項	事後	
令和3年7月1日	IV リスク対策 情報提供ネットワークシステムとの接続	(接続しない)	十分である	事後	
令和3年7月1日	IV リスク対策 情報提供ネットワークシステムとの接続	(接続しない)	十分である	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 4-②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年11月30日	表紙 公表日	令和3年7月1日	令和3年11月30日	事後	
令和3年11月30日	I 関連情報 1-②事務の概要	(追加)	・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。	事後	
令和3年11月30日	I 関連情報 1-③システムの名称	(追加)	ワクチン接種記録システム(VRS)	事前	
令和3年11月30日	I 関連情報 3法令上の根拠	(追加)	番号法第19条第6号,第16号	事前	
令和3年11月30日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	(委託しない)	十分である	事前	
令和3年11月30日	IV リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 不正な提	(提供・移転しない)	十分である	事前	
令和7年5月7日	I 関連情報 7.請求先	総務部総務課 岡山県美作市栄町38番地2	総務部総務課 岡山県美作市美来1番地	事後	新庁舎移転に伴うもの
令和7年5月7日	I 関連情報 8.連絡先	保健福祉部健康政策課 岡山県美作市北山390番地2	保健福祉部健康政策課 岡山県美作市美来1番地	事後	新庁舎移転に伴うもの
令和7年10月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和3年7月1日時点	令和7年10月31日時点	事後	
令和7年10月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和3年7月1日時点	令和7年10月31日時点	事後	
令和8年3月1日	表紙 公表日	令和3年11月30日	令和8年3月1日	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠	—	予防接種記録等をシステム入力時など手作業が介在するが、複数人で確認し、人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分であると考えられる。	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考	—	十分である	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠	—	健康管理システムのアクセスについてはパスワード認証により担当職員を限定してしている。	事前	